

## 公正取引委員会からの勧告について

拝啓

購買取引先の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日、当社は公正取引委員会から「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」（以下「改正法」）附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる改正法による改正前の「下請代金支払遅延等防止法」（以下「改正前の下請法」）に基づく勧告（以下「本勧告」）を受けました。

当社は、当社製品の一部部品の製造を、改正前の下請法が定める下請事業者に該当する取引先様（以下「対象事業者様」）に委託しており、一部の対象事業者様には、製造に使用する当社所有の金型等を貸与しています。

本勧告は、そのうち当社が当該金型等を用いる製品及びその部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、対象事業者様に金型等を無償で保管させていたこと、ならびに無償で棚卸作業を行わせたとして、公正取引委員会より、改正前の下請法第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）に違反すると判断されたものです。

本勧告において改正前の下請法違反とされた行為の対象期間は遅くとも2024年（令和6年）1月とされており、対象となる金型等の数は314個です。当社は、対象事業者様22社に対して金型を保管させていたことに対する費用相当額として、公正取引委員会からの勧告を受ける前に、自主的に合計3,357,151円（税込）を支払済みであります。しかしながら、今回の勧告を受け、金額の不足がないかどうかについてこれらの対象事業者様へ改めて確認・協議するとともに、棚卸作業を実施いただいた対象事業者様50社に対する費用相当額の支払いとあわせ、今後対応させていただく予定です。

対象事業者の皆様におかれましては、保管料価格の不十分な確認や棚卸費用の未払い等で、ご迷惑をおかけしてしまい、大変申し訳ございませんでした。改めてお詫びを申し上げます。

当社は本勧告を厳粛に受け止め、今後の取引において「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（中小受託取引適正化法）に違反する行為が発生することのないよう、本件について役員及び従業員に周知徹底するなど、本勧告において求められた措置を速やかに実行するとともに、コンプライアンスの一層の強化と再発防止に努めてまいります。

敬具

2026年7月9日

株式会社タダノ

代表取締役社長・CEO

氏家 俊明